

離婚後共同親権に複数案

法制審部会 「単独」も併記

中間試案

家族法制の見直しを議論している法制審議会(法相の諮問機関)の部会は15日、離婚した父母の双方が親権を持つ「離婚後の共同親権」の導入を盛り込んだ民法改正の中間試案を取りまとめた。現行制度の単独親権を維持する案も併記した。部会は、12月開始予定のパブリックコメント(意見公募)の結果を踏まえ、詰めの議論に移る。



民法上の親権は、未成年の子に対して親が持つ権利と義務を指し、子の身の回りの世話をする「身上監護」と、子の財産を管理し子に代わって法律行為をする「財産管理・法定代理」からなる。現行制度は、婚姻

中は共同親権、離婚後はどちらか一方の親による単独親権と定める。

今回の試案はまず制度の枠組みとして、離婚後に共同親権を選択することについて、原則とする▽例外とする▽個別事案に即して決める――の3パターンを提示。その上で共同親権を行使する範囲に関し、婚姻中と同様に子に関する全事項

については共同で行使する▽父母のいずれか一方を「監護者」と定め、親権のうち身上監護に関する事項については単独で決める――といった選択肢を提案した。

一方で、父母が激しく対立したり家庭内暴力(DV)や虐待で力関係に差があったりするケースでは、離婚後の共同親権は難しいとの意見も踏まえ、部会は、現

行通り単独親権しか認めない案も併記した。

試案は親権以外についても見直し案を示した。日本では、子への養育費の支払いや別居親と子の面会のル

ールを決めないまま父母が離婚に至るケースが多く、一人親家庭の貧困や親子の断絶を招いているとの指摘がある。このため、父母の話し合いだけで決める「協議離婚」をする際、子の養育について学ぶ講座を受けることや、子の養育に関して取り決めることを義務付ける案も提示。養育費の額を決められなかった場合に同居親側に一定額の養育費の請求権が発生する「法定養育費制度」や、家裁が別居親と子の暫定的な交流を命じられる手続きの創設も盛り込んだ。【山本将克】

「離婚後の共同親権」中間試案

背景に 男性の育児参加

「離婚後の共同親権」の導入を盛り込んだ民法改正の中間試案が15日、有識者で構成する法制審議会の部会で取りまとめられた。男性の育児参加や共働き家庭の増加といった社会的背景が議論を後押しするが、家族のあり方は多様で、制度設計は容易ではない。「離婚後の単独親権」という現行制度の維持を望む声も根強く、共同親権導入が実現するの否かは依然として未知数だ。

【山本将克、写真も】

別居親「子に会いたい」

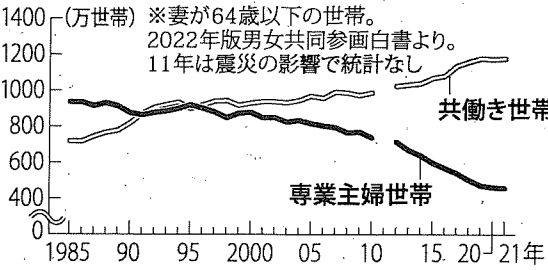
「子の成長に関わり続ける選択肢がほしい」。5歳の長男と離れて暮らす東京都内在住の会社員男性(42)は、部会での議論の行方を注視している。妻も会社員。共働き家庭だったため、子育ては夫婦で分担していた。子のおむつ替えや入浴、食事の世話には男性が引き受けた。夜泣

きする長男をあやしてはミルクを飲ませ、寝不足のまま仕事に向かった日もあった。それでも「つらい」と思ったことはない。振り返る。そんな長男との生活は2019年に終わった。金銭の管理を巡って口論になった翌日、妻は長男を連れて姿を消した。夫婦の争いは裁判所に持ち込まれ、家裁

中間試案の主な提案内容と現行制度の比較

Table comparing current system (現行制度) and intermediate proposal (中間試案) for custody. It lists scenarios like 'mutual custody' and 'custody for the parent who works'.

共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移



戦後日本では、男性が仕事にまい進し、女性は専業主婦として家庭を支える家族形態が標準的な形として確立した。こうした形態は、がむしやらの労働力を欲していた高度経済成長期の社会とマッチし、性別による役割分業が定着した。しかし、1986年に男女雇用機会均等法が施行され、結婚後も働き続けたいと望む女性が増え、家族形態が変わり始めた。90年代には、共働き世帯数が専業主婦世帯数を逆転。政府は91年に育児休業法(現在の育児・介護休業法)を成立させ、男女の育児休業

は長男を養育するのは妻と判断し、男性には原則月2

共働き家庭増も影響

を制度化した。男性の育児参加を促す政策を相次いで打ち出し、「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と家庭の両立)への理解が少しずつ浸透した。男性の育児取得率は96年度の0.12%が、21年度には13.97%に。今年4月からは、子が生まれる従業員への育児制度の周知や取得意向の確認が企業に義務付けられ、10月には父親が育児を取りやすくなる「産後パパ育児」制度も始まった。こうした流れの中、父母間の離婚後の親権の奪い合いは激化している。法務省が海外24カ国が採用する「離婚後の親権制度」

を調査したところ、日本と同じ単独親権のみはインド、トルコの2カ国だけだった。男性の子育て参加を支援するNPO法人ファザーリング・ジャパンの高相常子理事は「父親の子育てへの関心は今後も高まっていくだろう。夫婦の離婚時の葛藤を整理する時間には必要だろうが、子は父母双方から見守ってもらえた方が健全に成長する。離婚後の共同親権という選択肢が示されることで、両親は離婚後も子の養育に責任を持たなければならぬという意識が醸成されることが期待できる」と話す。

制度設計へ課題山積

離婚後の共同親権制度を採用するとしても、具体的な制度設計は容易でない。通常、夫婦は離婚すると別々に暮らすため、婚姻中と同じように共同で親権を行使するのは難しくなる。このため今回の試案は、離婚後の共同親権について案の内容をさらに詰めた。

「離婚後の共同親権の範囲」と「監護者が単独で決定できる範囲」の境界線は明確になっていない。このため、離婚後の子育てを分担したいと願う別居親の中には「離婚後の共同親権が採用されても、名ばかり共同親権になるのでは」との見方も広がった。また、試案では監護者を指定する場合の方法や共同親権を行使する際に父母の意見が対立したらどうするかといった細かい選択肢も盛り込まれており、自民党法務部会に

DV被害者ら懸念

一方、家庭内暴力(DV)や虐待の被害者らを中心に共同親権の導入案への懸念は根強く、反対意見が示されるのが予想される。シングルマザーの支援団



「離婚後の共同親権」導入について議論した法制審議会の部会—東京都内で15日

共同親権」への支持は約1割にとどまった。アンケートでは離婚の理由として4割弱が「子どもによくない影響があった」「精神的な虐待があった」としており、婚姻時の関係を引きずりたくないと考え

の親権が認められる可能性が高いと考えているからだ。養育費を含めた生活費は欠かさず渡しているという、「親権は長男とつながらず、親としての責任を果たしたい」と願う。離婚後に子と別居して暮らす親のグループが8月に公表したアンケートによると、回答した別居親約470人の5割強が、男性のようになら「子と会っていない」とした。法制審の議論の俎上に離婚後の共同親権の導入という選択肢が載った背景には、こうした別居親からの訴えがある。